

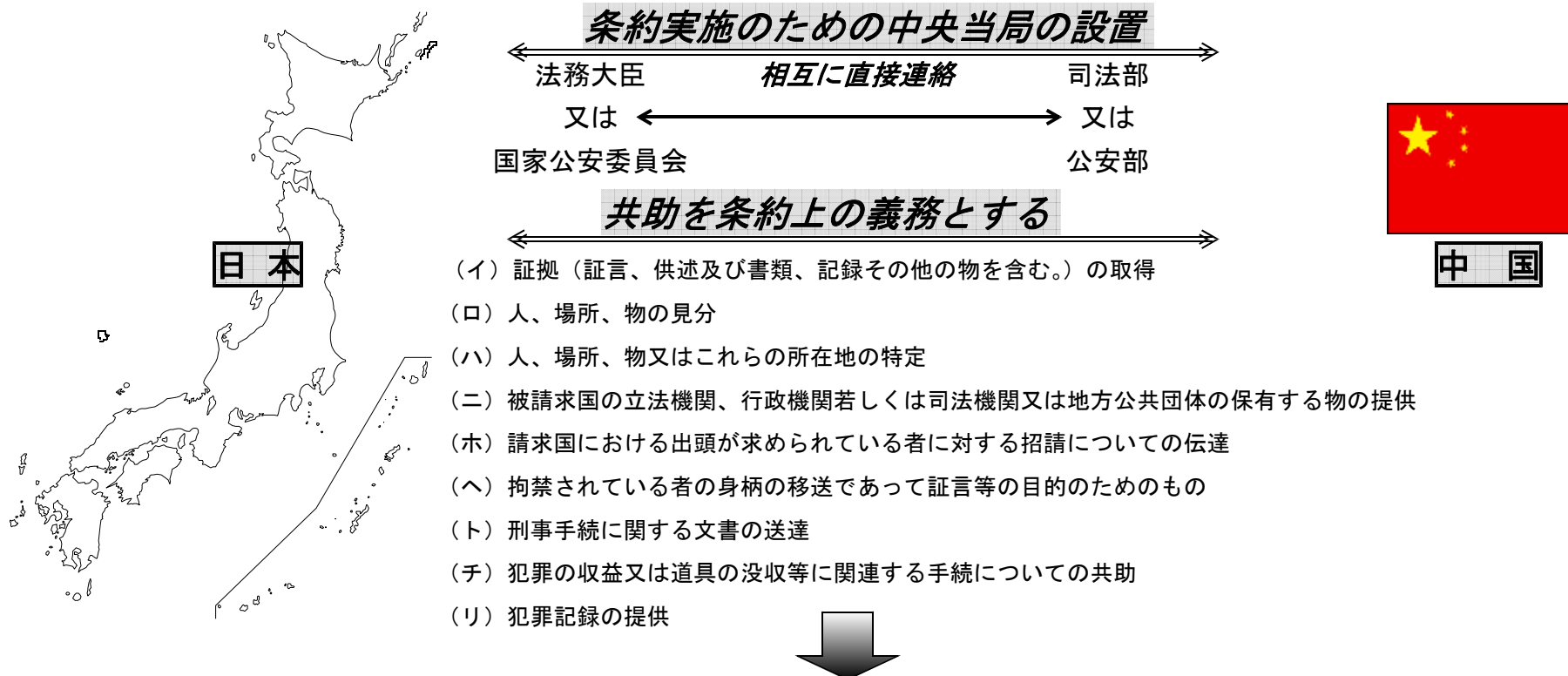
日・中刑事共助条約

○近年の国際犯罪の増加に伴い、捜査、訴追その他の刑事手続に関する国際的な協力（刑事共助）の必要性が高まっている。

日中間では、これまでも数多くの刑事共助が実施されている（１９９９年から２００７年までの双方向の要請の実績は２９件）が、日中間の人的交流の活発化に伴い共助のニーズは今後一層高まると見られることから、条約締結の意義大。

○２００７年１月に交渉開始、同年８月の第４回締結交渉で実質合意。同年１２月１日、北京で署名。

○中国は、これまで３５カ国との間で刑事共助条約を締結。我が国にとって、本条約は日米（２００６年７月発効）及び日韓（２００７年１月発効）に続くもの。



日中双方がより充実した内容の刑事共助を実施し、また、その確実性を高める。

中央当局間の直接の連絡により、日中間の刑事共助を効率化・迅速化する。